

# 令和 5 年 度

## 保育利用希望申込みのてびき

(保育施設の利用希望申込みをする前に必ずお読みください。)

### 【令和5年度の申込み手続きについて】

保育施設は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で十分に保育できないお子さんを保護者にかわって保育します。

## 目 次

	ページ
1. 保育の必要性の認定	… 1
2. 保育を必要とする事由、保育必要量	… 1
3. 4月申込み手続き	… 2
4. 例月の申込み手続き	… 4
5. 保育施設を利用できる時間	… 5
6. 支給認定の事由による在園可能な期間	… 5
7. 利用申込みにあたっての確認事項	… 6
8. 利用申込み後、家庭状況に変更があった場合	… 6
9. 必要な書類のチェックリスト	… 7
10. 保育施設の利用者負担額（保育料）	… 8 ～ 9
11. 利用調整（選考）	… 10 ～ 13
12. 認定基準表に係る注意事項	… 14 ～ 15
13. 広域入所について	… 16 ～ 17
14. 保育施設一覧	… 18 ～ 22
15. 三郷市内私立幼稚園一覧	… 23
16. 認定こども園一覧	… 23
17. 市内認可外保育施設一覧	… 23
18. よくある質問	… 24 ～ 25
19. 市内保育施設位置図	… 26

### お問い合わせ

三郷市役所 子ども未来部すこやか課保育係

所在地：〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1

電話：048-930-7784（直通）

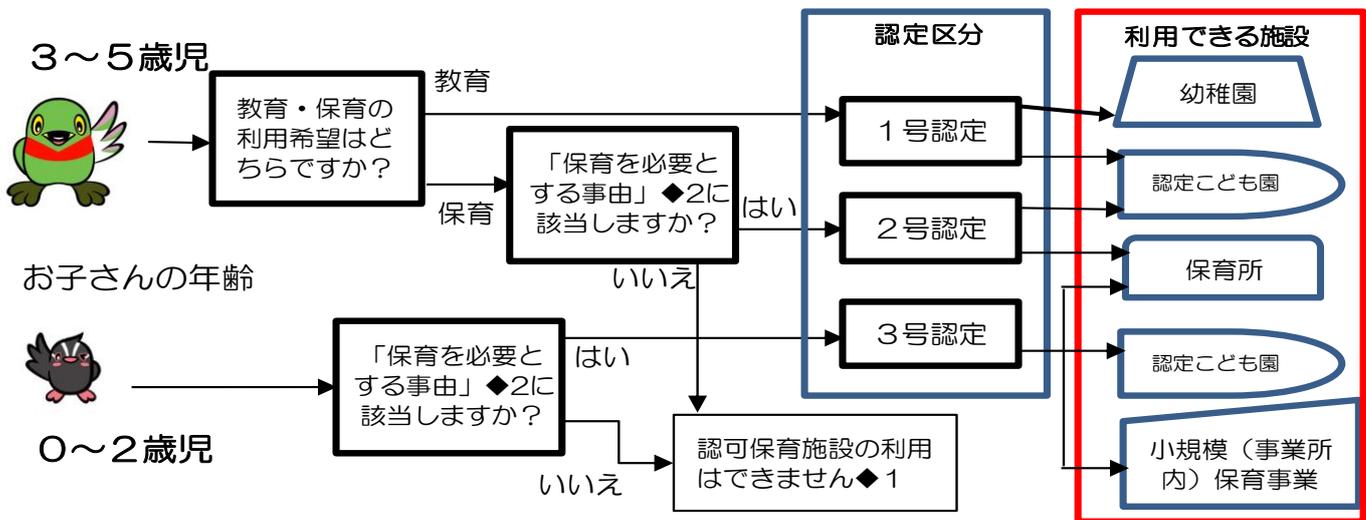
※三郷市のホームページからもお覧になれます。

<http://www.city.misato.lg.jp/sukoyaka/>



# 1. 保育の必要性の認定（支給認定） 「あなたの保育の必要性は？」

保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業および事業所内保育事業の利用を希望する方は、市に『教育・保育給付認定申請書』を提出して、保育施設利用のための「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。なお、認定期間が保育施設を利用できる期間になります。



- ◆1 必要に応じて一時預かり保育（満1歳から）等がご利用いただけます。
- ◆2 次の章に保育を必要とする事由についての説明があります。下記の認定事由をご覧ください。

## 2. 保育を必要とする事由、保育必要量

保育施設を利用するためには、いずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。保育の支給認定は毎月1日を基準日として、基準日時点での保育の必要性に応じた認定及び変更を行います。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（実働月 64 時間以上）◆1	書面確認により「保育標準時間」又は「保育短時間」
妊娠・出産◆2	原則として「保育標準時間」
保護者の疾病、障がい	原則として「保育短時間」
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	原則として「保育短時間」
災害復旧	原則として「保育標準時間」
求職活動（起業準備を含む、3か月以内に就労が必要）◆3	原則として「保育短時間」
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学状況により「保育標準時間」又は「保育短時間」
虐待やDVのおそれがあること	原則として「保育標準時間」
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること◆4	原則として「保育短時間」
その他、市が認める場合	書面確認により「保育標準時間」又は「保育短時間」

- ◆1 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業の労働を含みます（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除きます）。また、育児休業期間中の方は就労として申込むことができますが、育児休業期間中に保育利用が決定した場合は、保育利用開始月の“翌月1日まで”に「育児休業取得証明書の発行を受けた職場」に復職していただくことが保育利用を継続する条件となりますので、ご注意ください。（復職証明書にて確認を行います。職場復帰が確認できない場合、退所となります）。
  - ◆2 妊娠・出産の事由での支給認定の有効期間は出産予定日の2か月前の属する月の初日から出産日の8週間後の翌日の属する月の末日までとなります。妊娠・出産の事由で支給認定を受け保育施設を利用する場合、認定期間をもって退所となります。
  - ◆3 求職活動の事由での支給認定の有効期間は3か月となります。
  - ◆4 育児休業中、上のお子さんの保育施設の利用期間は、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末までとなります。翌年度4月から育児休業を終え職場復帰しなかった場合は、上のお子さんは退所となります。
- ※上記以外の支給認定の有効期間に対しては、内容により審査し、認定いたします。

### 3. 令和5年度4月申込み手続き

#### 《令和5年4月入所の一斉受付》

※令和5年度4月入所希望の申込みは**特定記録郵便での郵送申込み**となります。**すこやか課窓口においても書類を受理いたしますが、書類審査は後日行います。** ※書類は折らずに郵送してください。

※令和4年度12月以降の入所希望の申込みも同時に行えます。

1次申込み	平成29年4月2日～令和4年9月1日生まれのお子さん	
	書類受付	令和4年10月3日（月）～令和4年10月19日（水）消印有効 【提出先】〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1 三郷市役所子ども未来部すこやか課
	問診	期間 令和4年10月30日（日）～令和4年11月4日（金）※日曜・祝日も問診を行います。 午前9時から11時、午後1時30分から3時30分 場所 健康福社会館内 5階 <b>母子手帳及び質問票の写しをお持ちのうえ、申込みをされるお子さんと一緒に会場へお越しください。原則、保護者は各家庭1名でご来庁願います。</b>
	令和4年9月2日～令和5年1月1日生まれのお子さん	
2次申込み (1次申込みに関わらなかった方)	書類受付	令和4年11月7日（月）～令和5年1月6日（金）消印有効 【提出先】〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1 三郷市役所子ども未来部すこやか課
	問診	期間 令和4年12月1日（木）～令和5年1月10日（火）※土・日・祝祭日・年末年始除く。 場所 市内公立保育所 又は 子育て支援ステーション「ほほえみ」（健康福社会館2階） ※申請確認表に問診会場及び日程の希望をご記入ください。公立保育所での問診は概ね午後1時頃から2時30分頃の間となります。書類受付後、日程のご案内をいたします。ご希望に沿えない場合もございます。 <b>母子手帳及び質問票の写しをお持ちのうえ、申込みをされるお子さんと一緒に指定会場へお越しください。</b>

※保育施設の入所選考は、申込順ではありません。

※市外にお住まいの方は、三郷市で直接受付ができませんので、お住まいの市区町村の保育担当課にお問い合わせください。

## 《4月選考のながれ》

1	必要書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込みに必要な書類」(7ページ参照)をすべて用意し、「申請確認表」と併せて、2ページに記載の期限までに、下記に<b>特定記録郵便</b>で郵送してください。<b>消印有効</b>とします。すこやか課窓口での提出も承ります。</li> <li>・提出書類は一式コピーを取り、自宅でも保管してください。</li> <li>・申請確認表に問診会場・日程の希望をご記入ください。</li> </ul> <p>【提出先】 〒341-8501 三郷市花和田648番地1 三郷市役所子ども未来部すこやか課 宛</p>
---	---------	--



2	書類の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類をもとに「保育の必要性」の有無及び認定区分を確認いたします。</li> <li>・保育の必要性の確認のため、家庭への訪問や勤務先等へ就労状況の問い合わせを行う場合があります。</li> </ul>
---	-------	---



3	受理通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査が終わった方へ申請確認表を返送いたします。申請書類到着後3日程度(土・日・祝祭日除く)で発送いたしますので、期間が経っても返送がない場合、すこやか課へお問い合わせください。</li> <li>・問診日程および選考指数を通知でご案内いたします。</li> <li>・不備・不足書類があった場合は、申請確認表に記載してあります書類の提出が必要となります。</li> </ul>
---	------	--



4	不備書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返送された申請確認表で不備・不足書類がある方は、下記期限(消印有効)までに<b>特定記録郵便</b>又はすこやか課窓口にて書類を提出してください。</li> <li>1次申込み R4.9.1以前に生まれた子 11/4(金)まで 2次申込み 12/28(水)まで</li> <li>1次申込み R4.9.2以降に生まれた子 1/10(火)まで ※いずれも消印有効</li> <li>・期限までに書類の提出がない場合、選考対象外となる場合や指数の変更となる場合があります。</li> </ul>
---	---------	---



5	もん 問 しん 診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんの発育状況などを「問診」により確認します(問診の内容により、再度、別日程で再問診をさせていただく場合があります)。</li> <li>・返送された申請確認表に記載の問診日に、指定会場へ<b>母子手帳及び質問票(自宅保管のコピー)</b>を持参のうえ、お子さんとお越しください。</li> <li>・母子手帳をお忘れの場合、問診は受けられません。</li> </ul>
---	-----------------	---



ここまでの手続きを済ませたら、申込み手続完了となります(利用調整を受けられます)。  
**※問診(再問診)が済んでいない場合、利用調整の対象となりません**ので、ご注意ください。



1次選考	選考の対象 結果発送予定日	1次申込みをされた方 2月上旬(市ホームページにて、発送日をお知らせします)
2次選考	選考の対象 結果発送予定日	1次選考で決定しなかった方・2次申込みをされた方 3月上旬(市ホームページにて、発送日をお知らせします)

※選考結果は郵送にてお知らせします。通知前の電話等による選考結果の問い合わせには応じかねます。  
 ※利用決定とならなかった場合、施設等利用調整申込書は年度内(翌年3月)まで有効となります。



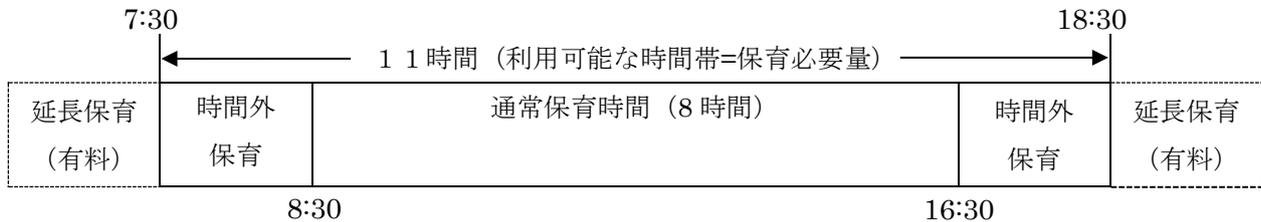
## 5. 保育施設を利用できる時間

### ① 「保育標準時間」での利用

両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間の中で必要となる保育時間）

※「保育標準時間」の保育利用は、1か月あたり**実働120時間程度（週あたり実働30時間程度）**の就労を下限とします。

【保育標準時間】（各施設の開所時間内）

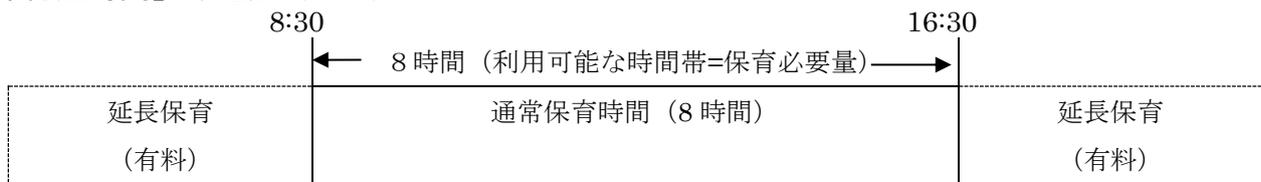


### ② 「保育短時間」での利用

両親又はいずれかがパートタイム就労等（短時間就労等）を想定した利用時間（1日最長8時間の中で必要となる保育時間）

※「保育短時間」の保育利用は、1か月あたり**実働64時間以上（目安として、1日休憩時間を除く実働4時間以上かつ週4日以上）**の就労を下限とします。

【保育短時間】（各施設の開所時間内）



※保育施設は、支給認定を受けた時間帯の中で、就労及び通勤時間等で実際に保育が必要な時間でご利用ください。

※延長保育の利用は有料です（保育施設により料金が異なります）。各施設の開設時間は18～22ページの「保育施設一覧」より、各施設の開設時間をご覧ください。

## 6. 支給認定の事由による在園可能な期間

入所決定後、支給認定事由によって在園可能な期間が決められています。認定期間が終了する方で継続利用を希望される方は以下の手続きをお願いします。

保護者の認定（状況）	支給認定期間	継続利用の条件
妊娠・出産	出産予定日の2か月前の属する月の初日から出産日の8週間後の翌日の属する月の末日まで	<u>在園可能期間後は退所となり、継続利用はできません。</u> 保育を必要とする事由が他にある場合は、改めて申込みすることができます。
求職活動	3か月間	入所から3か月以内に就労を開始して、『就労証明書（実働月64時間以上）』と『教育・保育給付認定変更申請書』を提出する。
就労内定	3か月間	
その他（短時間勤務）	3か月間	
入所したお子さんの育児休業中	1か月間	入所した翌月の1日（1日が休みの場合は翌営業日）までに復職をして『復職証明書』を提出する。

※兄弟同時申込みをして、一方が入所し、一方が保留となってしまった場合でも、継続利用の条件を満たさない場合は退所となります。（生まれたお子さんの状況により復職できない場合はご相談ください。）

※支給認定の変更につきましては、原則、変更に必要な書類が提出された翌月からとなります。

## 7. 利用申込みにあたっての確認事項

### ○クラス年齢について

- 各クラス年齢の基準日は、令和5年4月1日です。  
年度途中で年齢があがってもクラス年齢はあがりません。

### 年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日

### ○保育施設の見学等について

- 園ごとに保育方針が異なりますので、事前に希望する保育施設へ連絡し、見学や保育方針の確認を必ず行ってください。

### ○「慣れ保育」について

- 新しく保育施設を利用するお子さんが集団生活に慣れるために、1週間程度の短時間保育（慣れ保育）があります。転所でも新しい保育施設に慣れるために同様に慣れ保育を行います。

### ○その他入所申込みについて

- 市外にお住まいの方からの申込み、また、三郷市民で市外の保育施設の利用を希望する場合は、16ページからの「広域入所について」で案内しています。

### ○お子さんの保育利用について

- 問診によって市が集団保育可能と判断し、日々通所が可能なお子さんを対象に保育をご案内しています。  
お子さんの病気の状況や問診結果によって、希望される保育施設で安全な受け入れ態勢が整わず入所をお受けできない場合や入所希望の保育施設について調整をさせていただく場合があります。また、入所後お子さんにより一層の配慮が必要であると市が判断した場合、他の保育施設や「おひさま組」のご利用について相談させていただく場合があります。
- 上口保育所と丹後保育所には「おひさま組」があり、発達支援センターとの連携をはかり、充実した保育を行っています。支給認定事由に関わらず、「おひさま組」の利用時間は短時間保育（8：30～16：30）となります。

## 8. 利用申込み後、家庭状況に変更があった場合

### ○主な変更内容と必要書類

変更内容	必要な書類等	支給認定の期間	その他
勤務先が変わった 就職が決まった 勤務時間の変更	家庭状況変更届出書 教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書（最新のもの）	3～5歳の方：就学前まで 0～2歳の方：3歳の誕生日の前々日まで	勤務時間により、保育短時間又は保育標準時間の認定を行います。
仕事を辞めた	家庭状況変更届出書	仕事を辞めた月の末日まで	支給認定期間をもって退所となります。
妊娠がわかった	家庭状況変更届出書 母子健康手帳の写し 産前産後休暇取得証明書（就労認定の方のみ）	原則3か月（既に支給認定を受けている方は、現在の認定事由を継続できます）	認定事由が妊娠・出産となる場合、認定期間をもって退所となります。
病気になった	家庭状況変更届出書 教育・保育給付認定変更申請書 医師の診断書等	原則6か月間	疾病の事由での保育必要量は、「保育短時間」となります。
結婚した 家族の出入りがあった	家庭状況変更届出書 課税証明書 就労証明書	家族の異動後の認定事由によって支給認定期間が変更になります。	保育施設利用中の方は、家族の異動に伴い、保育料の再算定を行います。
離婚した	家庭状況変更届出書 戸籍全部事項証明書 等	父もしくは母の認定事由によって支給認定期間が変更になります。	離婚協議中の方はすこやか課までご相談ください。

## 9. 必要な書類のチェックリスト

必要な書類が提出されないと教育・保育給付認定申請及び利用施設調整申込みの手続きが完了せず、利用調整の対象となりませんのでご注意ください（★の書類は市ホームページから入手できます）。

番号	書類名	チェック欄														
1	★教育・保育給付認定申請書（※児童一人につき1部）	<input type="checkbox"/>														
2	★施設等利用調整申込書（兼児童台帳）（※児童一人につき1部）	<input type="checkbox"/>														
3	「保育を必要とする事由」を確認する書類（父・母・その他同居者分）♦ <sub>1</sub> ※世帯に18歳以上65歳未満の同居者（別世帯の場合も含む）がいる場合も下記の書類が必要となります。	<input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保護者の状況</th> <th>必要となる証明書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労 ♦<sub>2</sub></td> <td>           ★就労証明書（発行後2か月以内）            （育児休業を取得中または取得予定の方は、★育児休業取得証明書をあわせて提出）            【自営、在宅勤務、自身又は親族が経営者の場合】            （上記、就労証明書に加え）営業許可証、開業届、契約・受注書類の写し等事業を営んでいることが確認できる書類            【自営協力者の方】            （上記、就労証明書に加え）確定申告書、給与明細書の写し等         </td> </tr> <tr> <td>妊娠・出産</td> <td>母子健康手帳の写し（生まれるお子さんのもの。表紙及び出産予定日記載のページ）</td> </tr> <tr> <td>疾病・障がい</td> <td>診断書または身体障害者手帳などの写し</td> </tr> <tr> <td>介護・看護</td> <td>介護の申立書、看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等</td> </tr> <tr> <td>求職活動</td> <td>★求職活動申立書（起業準備の場合は、別途証明書類が必要（自営書類参照））</td> </tr> <tr> <td>就学</td> <td>在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの</td> </tr> </tbody> </table>	保護者の状況	必要となる証明書類等	就労 ♦ <sub>2</sub>	★就労証明書（発行後2か月以内） （育児休業を取得中または取得予定の方は、★育児休業取得証明書をあわせて提出） 【自営、在宅勤務、自身又は親族が経営者の場合】 （上記、就労証明書に加え）営業許可証、開業届、契約・受注書類の写し等事業を営んでいることが確認できる書類 【自営協力者の方】 （上記、就労証明書に加え）確定申告書、給与明細書の写し等	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（生まれるお子さんのもの。表紙及び出産予定日記載のページ）	疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳などの写し	介護・看護	介護の申立書、看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等	求職活動	★求職活動申立書（起業準備の場合は、別途証明書類が必要（自営書類参照））	就学	在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの	
保護者の状況	必要となる証明書類等															
就労 ♦ <sub>2</sub>	★就労証明書（発行後2か月以内） （育児休業を取得中または取得予定の方は、★育児休業取得証明書をあわせて提出） 【自営、在宅勤務、自身又は親族が経営者の場合】 （上記、就労証明書に加え）営業許可証、開業届、契約・受注書類の写し等事業を営んでいることが確認できる書類 【自営協力者の方】 （上記、就労証明書に加え）確定申告書、給与明細書の写し等															
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（生まれるお子さんのもの。表紙及び出産予定日記載のページ）															
疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳などの写し															
介護・看護	介護の申立書、看護（介護）が必要な方の診断書・障害者手帳等															
求職活動	★求職活動申立書（起業準備の場合は、別途証明書類が必要（自営書類参照））															
就学	在学証明書または学生証の写し（※学校教育法の規定する学校等） 保護者が学生の場合は、時間割表など授業時間の分かるもの															
4	★教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込に関する確認票	<input type="checkbox"/>														
5	★質問票（※児童一人につき1部）	<input type="checkbox"/>														
6	★申請確認表（※児童一人につき1部）4月申込み時のみ	<input type="checkbox"/>														
7	同居者全員のマイナンバーが分かる書類（個人番号カード・通知カード・個人番号入り住民票）	<input type="checkbox"/>														
8	申請者のご本人確認ができる書類（個人番号カード・運転免許証・パスポートなど）♦ <sub>3</sub>	<input type="checkbox"/>														
番号	書類名【該当者のみ】	チェック欄														
9	<b>【令和4年1月2日以降に三郷市へ転入した方】選考・保育料算定のための書類♦<sub>4</sub></b> 4月～8月入所申込みで令和4年1月2日以降に三郷市へ転入した方⇒前住所地の市区町村が発行する「令和4年度（令和3年中所得）住民税納税通知書又は課税証明書・非課税証明書」 9月～3月入所申込みで令和5年1月2日以降に三郷市へ転入した方⇒前住所地の市区町村が発行する「令和5年度（令和4年中所得）住民税納税通知書又は課税証明書・非課税証明書」	<input type="checkbox"/>														
10	【外国人の方】「在留カード」の写し	<input type="checkbox"/>														
11	<b>【ひとり親の方】家族の状況が分かる書類 ♦<sub>5</sub></b> ひとり親医療受給者証、戸籍全部事項証明書、離婚受理証明書のいずれか。	<input type="checkbox"/>														
12	【単身赴任の方】住民票（単身赴任の方の分）・辞令又は物件の賃貸契約書の写し♦ <sub>5</sub>	<input type="checkbox"/>														
13	【世帯に障がいのある世帯員がいる方】「障害者手帳」の写し♦ <sub>5</sub>	<input type="checkbox"/>														
14	【生活保護を受給されている方】生活保護の受給資格がわかる書類 ♦ <sub>5</sub>	<input type="checkbox"/>														
15	【認可外保育施設等に預け働いている方】★在園証明書、★復職証明書 ♦ <sub>5</sub>	<input type="checkbox"/>														
16	<b>【認可保育施設で就労（内定・育休に限る）している保育士の方】</b> <b>保育士証の写し♦<sub>5</sub>、★保育士等就労に関する誓約書♦<sub>5</sub></b>	<input type="checkbox"/>														

♦<sub>1</sub> 同居者の「保育を必要とする理由」を確認する書類の提出が確認できない場合は受付をすることができません。

♦<sub>2</sub> 入所希望月の受付締切時点で実際に就労されていても、上記の必要な書類が提出されていない場合は就労とみなすことはできません。

♦<sub>3</sub> 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、本人の顔写真が貼付されたものは1点の提示で確認が完了します。健康保険証、児童扶養手当証書など顔写真がないものは2点必要です。

♦<sub>4</sub> 「8月」までに入所決定しなかった場合は、8/7までに現年度の課税証明書を追加でご提出ください。

♦<sub>5</sub> 書類の提出によって優先利用の加点となります。

## 10. 保育施設の利用者負担額（保育料）

保育施設の利用者負担額（保育料）は、保護者（父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など）の所得に応じて決まる「市区町村民税の所得割」の金額の合算によって決定しています。

3歳児クラス以上については、無償化により保育料が0円となります。

階層	利用者負担額				
	区分	3歳未満児クラス		3歳児クラス以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護受給世帯	0	0		
B	市区町村民税 非課税世帯	0 (0)	0 (0)		
	要保護世帯(注)	0	0		
C	市区町村民税 所得割非課税世帯	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)		
	要保護世帯(注)	5,500 (0)	5,350 (0)		
D 1	所得割課税額 24,300円未満	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)		
	要保護世帯(注)	6,300 (0)	6,150 (0)		
D 2	24,300円以上 48,600円未満	15,600 (7,800)	15,300 (7,650)		
	要保護世帯(注)	7,300 (0)	7,150 (0)		
D 3	48,600円以上 72,800円未満	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)		
	要保護世帯(注)	9,000 (0)	9,000 (0)		
D 4	72,800円以上 77,101円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)		
	要保護世帯(注)	9,000 (0)	9,000 (0)		
	77,101円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)		
D 5	97,000円以上 110,000円未満	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)		
D 6	110,000円以上 130,000円未満	38,000 (19,000)	37,300 (18,650)		
D 7	130,000円以上 150,000円未満	40,000 (20,000)	39,300 (19,650)		
D 8	150,000円以上 169,000円未満	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)		
D 9	169,000円以上 190,000円未満	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)		
D 10	190,000円以上 210,000円未満	55,000 (27,500)	54,000 (27,000)		
D 11	210,000円以上 230,000円未満	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)		
D 12	230,000円以上 250,000円未満	57,000 (28,500)	56,000 (28,000)		
D 13	250,000円以上 270,000円未満	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)		
D 14	270,000円以上 301,000円未満	59,000 (29,500)	57,900 (28,950)		
D 15	301,000円以上	68,000 (34,000)	66,800 (33,400)		

3歳児クラス以上については、無償化に伴い保育料は0円となりますが、実費徴収となっている費用（通園送迎費、※給食費、行事費等）はご負担いただくこととなります。

※給食費（主食費（ごはん、パン等）・副食費（おかず、おやつ）については、ご利用いただく施設の定めた金額をご負担いただくこととなります。

【減免制度あり。詳しくは25ページ「よくある質問」の20番をご確認ください。】

※令和5年4月1日から三井住友信託銀行では保育料をお納めいただけません。「保育料（保護者負担金）納付（納入）済通知書」及び「口座振替」いずれの取扱いも終了いたします。

※市区町村民税所得割課税額については、市住宅借入金等特別控除・配当控除・寄付金控除等の税額控除（調整控除は除く）の額を控除しない額です。

※( )内は第2子の金額です。多子軽減対象となる兄弟姉妹がいる第3子は、0円となります。

○保育料の多子軽減対象となる兄弟姉妹

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育施設・特別支援学校・児童発達支援・児童心理治療施設を利用している小学校就学前児童

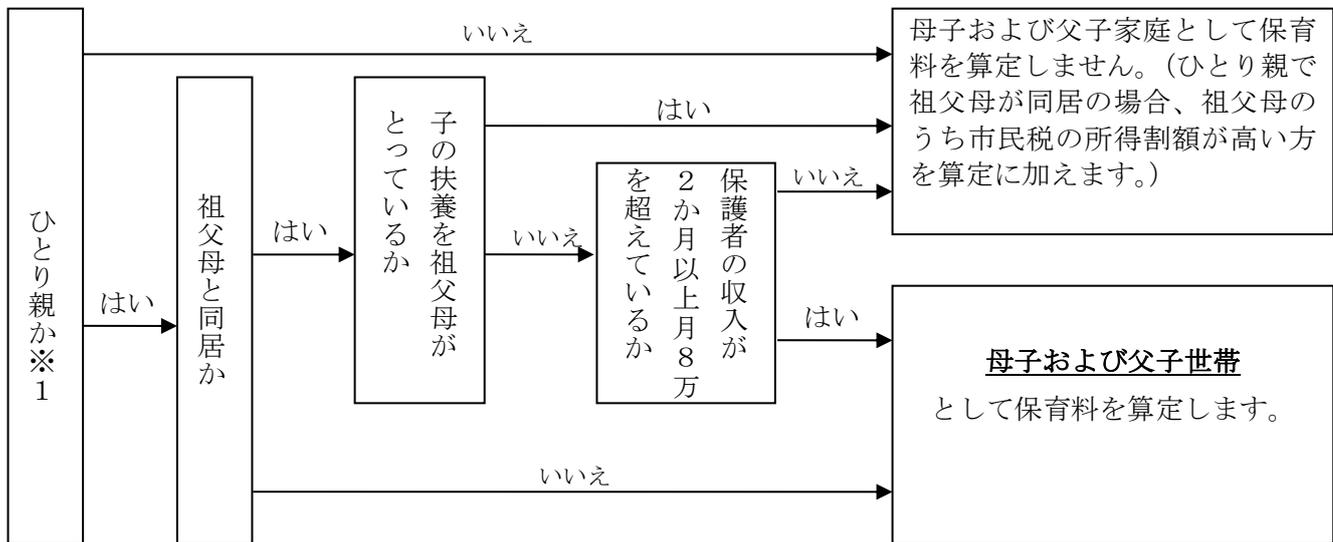
※上記施設に在籍している最年長の児童を第1子とします。ただし、市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯、77,101 円未満の要保護世帯（注）については、生計を一にする子の年齢に関わらず兄弟姉妹の計数対象とします。また、3歳未満児クラスに在籍する第3子以降のお子さんは、生計を一にする子の年齢に関わらず兄弟姉妹の対象とします。（注）要保護世帯（次に該当する世帯）でB階層～D4階層の一部（77,101円未満）の場合は、保育料が軽減されます。

1	母子及び父子世帯
2	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居する世帯
3	特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者のいる世帯

※世帯分離等されていても、離婚をしていない、住所地が同じである、同居している等の場合は同一世帯とみなします。

《保育料における母子及び父子世帯認定判断基準》

※利用調整におけるひとり親は、提出書類（7ページ参照）に基づいて判断します。



※1 離婚が成立しており、かつ住民票を別にし同居の実態がないこと。

《保育料の算定根拠の確認方法（三郷市の課税証明書の場合）》

令和4年度		課税（所得）証明書		
氏名				
住所	埼玉県三郷市			
課税標準額		税額		
課税総所得	2,204,000円	市所得割	均等割	年税額
**以下余白**		77,300円	3,500円	133,800円
令和3年分所得の内訳		税額控除等の内訳		
給与所得金額	3,428,800円	税額控除前所得割額	132,240円	市民税
(給与収入)	4,838,133円	税額控除額	1,500円	82,600円
**以下余白**		税額控除額	1,500円	1,000円
社会保険料控除額	720,282円	配当控除額	0円	0円
生命保険料控除額	70,000円	住宅借入金等特別税額控除額	53,400円	35,600円
地震保険料控除額	3,886円	寄附金税額控除額	0円	0円
基礎控除額	430,000円	外国税額控除額	0円	0円
**以下余白**		税額調整控除額	0円	0円
		配当割・株式等譲渡所得割控除額	0円	0円

こちらを合計した  
77,300+53,400=130,700  
金額を両親分合算した金額  
をもとに算定します。

※税額控除等の内訳に記入されている、住宅借入金等特別税額控除額・配当控除額・寄付金税額控除額等の税額控除を市所得割に合算します。ただし、市民税所得割額を配当控除額等の控除額が上回る場合は、税額控除前所得割額に前述の控除額を合算して算出する必要があります。

## 1 1. 利用調整（選考）

保護者やご家族の方の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭の状況を確認し、次のページの保育必要性の認定基準表に基づき保育の必要性の高い児童を判断し、利用調整を行います。

### 《事由による指数（表①）》

父・母それぞれの保育の必要性の事由に応じ、保育必要性の認定基準表より該当する項目のうち最も高い指数が一つずつ選択され、父母分を合計したものが「事由による指数」となります。（例：両親週5日、1日7時間就労の場合、父母それぞれに20点がつき合計40点）

### 《優先利用による指数（表②）》

家庭の状況に応じて該当するものすべてに指数がつきます。兄弟姉妹の加点以外はすべて書類による判断を行いますので、該当する書類をお持ちください。（事由に該当している状況でも書面で確認できない場合は、加点がつきません。）

### 《合計指数》

合計指数 = 「事由による指数」 + 「優先利用による指数」となり、合計指数で選考を行います。

### 《選考方法》

クラス年齢ごとに合計指数が高い児童の第一希望から希望する全ての施設について、空き枠があるか確認します。空きが有れば入所決定を行い、空きがなかった場合は保留となります。

No	児童名	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
1	中央太郎	42点	A保育所	B保育所	C保育所	D保育所	E保育所
2	上口次郎	40点	E保育所				
3	彦成太郎	36点	D保育所	G保育所	C保育所		
4	高州花子	24点	A保育所	E保育所	C保育所		
5	早稲さつき	22点	B保育所	H保育所			

※兄弟の同時・同一施設への入所希望条件は、別途判断しています。（12～13ページ参照）

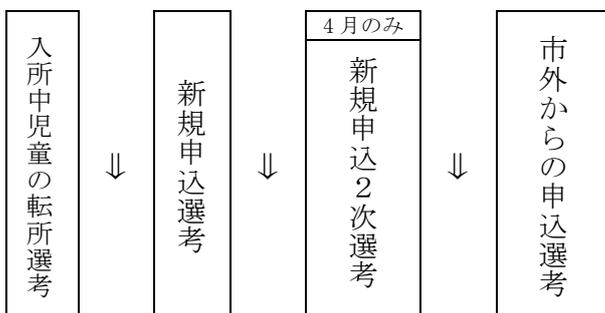
※指数の高い児童から選考を行いますので、指数の高い児童の下位の希望と指数の低い児童の上位の希望が競合した場合は、指数の高い児童が優先されます。

### 《同点の場合の判断基準》

合計指数が同点となった場合、同点の児童の家庭状況を以下の順番で比較し、判断を行います。

①	事由による指数が高い方
②	同点となった希望施設の希望順位が高い方（単独希望は考慮しません。）
③	保護者が育児休業取得中の方
④	保護者の市民税の所得割額（保育料算定に利用する金額）が低い方
⑤	保護者の収入が低い方

### 《選考の全体的な流れ》



# 《令和5年度の保育の必要性の認定基準表》

## 保育必要性の認定基準表

令和5年4月1日入所選考基準

児童氏名	記入年月日	令和 年 月 日
------	-------	----------

①

事由による指数(※2つ以上の事由に該当する場合はいずれか高い方の指数)

事由	細目	点数		
		父	母	
就労(外勤・自営中心者等※)	週5日以上	1日7時間以上の就労	20	20
		1日6時間以上7時間未満の就労	18	18
		1日5時間以上6時間未満の就労	16	16
		1日4時間以上5時間未満の就労	14	14
	週4日	1日7時間以上の就労	16	16
		1日6時間以上7時間未満の就労	14	14
		1日5時間以上6時間未満の就労	12	12
	週3日	1日4時間以上5時間未満の就労	10	10
		1日7時間以上の就労	13	13
		1日6時間以上7時間未満の就労	11	11
	上記以外		2	2
	内職	月収6.1万以上	基準作成時の埼玉県の最低賃金×64時間(R3.10.1基準 956円)※1,000円未満切捨	
月収6.1万未満		2	2	
就労(自営協力者・専従者)	週5日以上	1日7時間以上の就労	18	18
		1日6時間以上7時間未満の就労	16	16
		1日5時間以上6時間未満の就労	14	14
		1日4時間以上5時間未満の就労	12	12
	週4日	1日7時間以上の就労	14	14
		1日6時間以上7時間未満の就労	12	12
		1日5時間以上6時間未満の就労	10	10
	週3日	1日4時間以上5時間未満の就労	8	8
		1日7時間以上の就労	11	11
		1日6時間以上7時間未満の就労	9	9
	上記以外		2	2
	就労内定	週5日以上	1日7時間以上の就労	4
1日6時間以上7時間未満の就労			3	3
上記以外			2	2
妊娠・出産	出産予定日2か月前の属する月の初日から出産日8週間後の翌日の属する月まで		18	
疾病等	入院中(原則1か月以上)	20	20	
	常時病臥・精神性(精神障害保健福祉手帳1~3級)	20	20	
	精神性(上記以外)	10	10	
	一般の治療中	8	8	
障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 AⒶB	20	20	
	身体障害者手帳3級、療育手帳 C	16	16	
	身体障害者手帳4級	10	10	
介護・看護	入院常時介護・看護	原則1か月以上	20	20
	通院自宅介護・看護	通院週4日以上	16	16
	通院自宅介護・看護	通院週1日以上3日以下	12	12
	その他の介護・看護		10	10

事由	細目	点数	
		父	母
求職活動	起業準備	5	5
	求職のため日中外出を常態としている場合	2	2
就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等における職業訓練を含む(1日4時間以上、月16日以上)の就学	8	8
	上記以外	5	5
要支援	虐待防止等のため特別な支援を要する家庭	20	20
研究員	研究員等	10	10
災害	災害復旧	20	20
不存在	離婚・離婚調停中・死別・失踪・拘禁等	20	20

※自営中心者の他に、会社役員、取締役、個人事業主、常務等を含む。

②

優先利用による指数

両親不存在世帯	5		
証明書	ひとり親家庭(他に同居者がいない)	3	
	ひとり親家庭(他に同居者がいる)	2	
辞住民令票	単身赴任(他に同居者がいない) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	2	
	単身赴任(他に同居者がいる) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合	1	
	生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合	2	
	虐待防止等のため特別な支援を要する家庭	5	
療育手帳・障害者手帳	児童が心身に障がい有する場合	1	
	その他世帯員に心身に障がい有する者がいる場合	1	
いずれか一つ	兄弟姉妹が既に認可保育施設を利用している場合(4月申込時は兄弟姉妹が卒園してしまう場合または退所予定の場合を除く)	2	
	多胎児が同時に申込みをしている場合	2	
	申込本児および上記条件に該当する児童を除く、就学前児童がいる場合(4月申込時は兄弟姉妹が、4.1時点で満6歳になる児童を除く)	1	
いずれか一つ	在園証明書	入所を希望する児童を一時保育、市外の認可保育施設、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週4日】以上預けて既に就労している場合	3
	入所を希望する児童を一時保育、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週3日】預けて既に就労している場合	2	
いずれか一つ	保育士資格	父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	30
	父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において1日6時間未満かつ月20日以下の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間未満かつ月20日以下の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	20	
	父母のいずれかが保育士資格を有し、「市外認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上の要件で内定している場合」または、「市外認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上の入所の翌月1日までに復職予定の場合」	2	
	当年度中に保育施設利用が決定したが、辞退している場合 または、保育利用1か月未満で退所した場合に申込児童について適用(転所の場合は、退所として扱わない)	△2	
	申込日時点で世帯に保育料の滞納がある場合	△20	

は、支給認定期間を3か月間とする。

※単身赴任は会社都合で、現在お子さんと共に住んでおらず、その居住地为三郷市と三郷市に隣接する市区町村(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)にない方が対象です。

※②の優先利用による点数は、その事実を確認する書類の提出がない場合、加点対象とはなりませんので、ご注意ください。

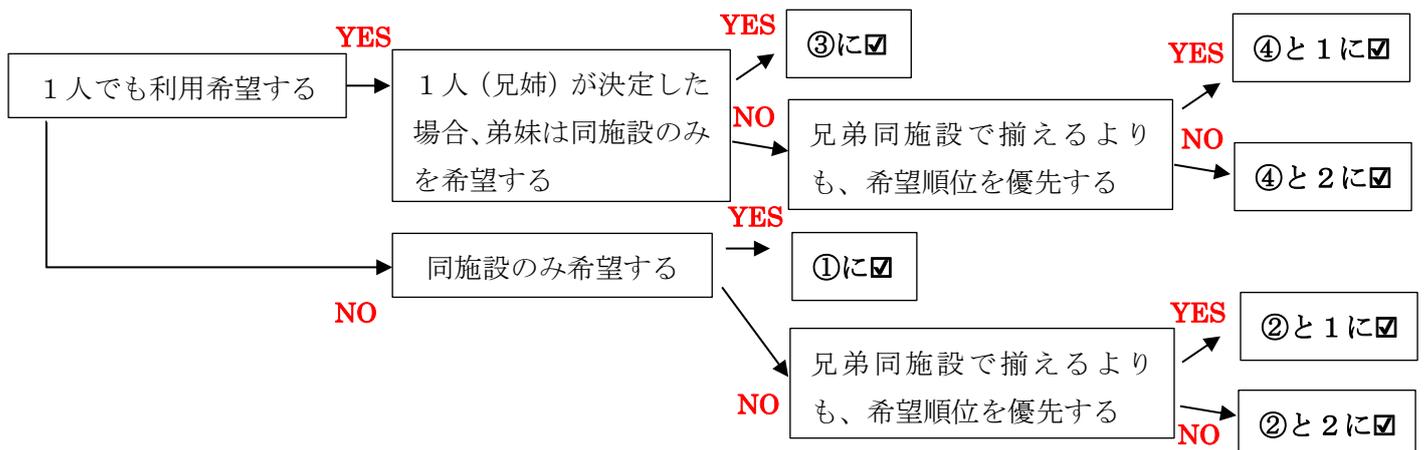
《兄弟同時申込の方の選考方法について》

施設等利用調整申込書において、兄弟同時申込の入所決定条件を希望出来ます。

兄弟のどちらかが転所選考申請を行っている場合、転所選考で決定した施設に合わせる希望となります。

同時に2人以上 申込みの場合 (該当事項に☑)	【希望条件 ※いずれかに☑】
	① <input type="checkbox"/> 同時期に同施設でのみ利用希望。
	② <input type="checkbox"/> 同時期であれば別々の施設でも利用希望。
	③ <input type="checkbox"/> 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。(その他希望施設は選考しない。)
	④ <input type="checkbox"/> 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)
-----	
	【同時期に利用決定した場合 ※いずれかに☑】
	1 <input type="checkbox"/> 希望順位どおりの利用希望。
	2 <input type="checkbox"/> 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)

選択肢	選択肢の説明
① 同時期に同施設でのみ利用希望	同じ時期に同じ施設に決定するときのみ入所が決定します。
② 同時期であれば別々の施設でも利用希望	同じ時期に決定するのであれば、場所は問わず入所が決定します。同じ施設になるとは限りませんが、揃えられる条件が整った際にどちらを希望するか下記(1または2)で選択いただきます。
③ 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。(その他希望施設は選考しない。)	一方が決定した場合、決定した施設と同施設に空きがある場合は両方も同施設で決定します。同施設で決定しなかった場合、それ以降の月について、今後は同施設のみを選考を行っていくことになります。
④ 1人でも利用希望。(別々の施設でも利用希望。)	兄弟条件を考慮しないため、一番入所決定しやすい選択肢になります。(入所決定しない場合もございます) 同じ施設になるとは限りませんが、揃えられる条件が整った際にどちらを希望するか下記(1または2)で選択いただきます。
1 希望順位どおりの利用希望。	兄弟で揃えられる条件が整っていたとしても、この選択肢を選んだ場合は決定できる施設の中で一番高い希望順先に決定していきます。
2 希望順位を落としても同施設を利用希望。(別々の施設でも利用希望。)	兄弟でなるべく揃えたい場合はこちらに選択いただきます。揃えられる条件が整った際にのみ適用されますので、同じ施設に揃わないこともございます。



例 1

※【◎→定員に空きあり、×→定員に空きなし】

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【×】	E保育所【◎】

●現在下の子の育児休業中。上の子は必ずどこかの保育所に入れたいが、下の子は上の子と同じ施設で決定しない場合は保留でも良いと考えている。また、同時期入所以外は希望していない。

その場合の選択は→中央太郎 ④ 1人でも利用希望

中央花子 ① 同時期に同施設のみ利用希望

【選考結果】 中央太郎→A保育所決定、中央花子→保留

例 2

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【◎】	E保育所【◎】

●現在下の子の育休中であるが、必ず復職をしなければならないため、2人とも同時期に利用決定したい。なるべくなら同じ施設で決定したいが、できない場合は別々になってしまっても良い。

その場合の選択は→中央太郎、花子ともに ② 同時期であれば別々の施設でも利用希望

2 希望順位を落としても同施設を希望

【選考結果】 中央太郎→D保育所決定、中央花子→D保育所決定

例 3

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【◎】	E保育所【◎】

●兄妹のどちらでもいいので1人は決定したい。また第1希望のA保育所に通わせたい意向である。同施設に合わせなくても良いので、希望順位で決定することを優先させたい。

その場合の選択は→中央太郎、花子ともに ④ 1人でも利用希望

1 希望順位どおりの利用希望

【選考結果】 中央太郎→A保育所決定、中央花子→D保育所決定

例 4

	児童名	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
兄	中央太郎	A保育所【◎】	B保育所【×】	C保育所【◎】	D保育所【◎】	E保育所【×】
妹	中央花子	A保育所【×】	B保育所【×】	C保育所【×】	D保育所【◎】	E保育所【◎】

●兄妹のどちらでもいいので1人は決定したいが、同施設で通わせたい。同時期に決定しなくても問題ない。

その場合の選択は→中央太郎、花子ともに ③ 1人のみ利用決定した場合、その後は同施設のみ利用希望。

【選考結果】 中央太郎→A保育所決定、中央花子→保留

※参考 クラス年齢が上の児童から選考を行っているため、兄のみ第1希望に入所決定し、妹は保留となる。

それ以降の月について、今後妹は第1希望のみ選考を行っていくことになる。



兄弟条件希望についてわからないことがあれば、すこやか課までお問い合わせください。

## 12. 認定基準表に係る注意事項

### ○就労内定事由による取り扱い

各月入所申込の基準日（締め切り時点 4 月入所希望申込みの場合はよくある質問5を参照）で、就労年月日（就労開始月日）を過ぎていない場合、申込事由は就労内定となります。

例) 7 月入所申込希望 令和 5 年 6 月 5 日申込締め切り

就 労 ( 業 ) 年 月 日	昭和・平成 ( 令和 ) 5 年 6 月 9 日
-----------------	--------------------------

上記の場合は、申込締め切り時点で就労が開始されていませんので、就労内定となります。また、翌月から就労事由による点数をつけるためには、就労開始後に記入された就労証明書の提出が必要となります。

### ○就労（自営中心者、協力者、専従者）事由による取り扱い

上記に該当する場合は、就労証明書に加えて別途証明書類の提出がないと、就労とみなせず点数をつけることができません。7 ページの必要な書類のチェックリストを必ずご確認ください、書類をご提出ください。

### ○ひとり親・障がい・生活保護による加点

ひとり親家庭（他に同居者がいない）	3
ひとり親家庭（他に同居者がいる）	2

療 障 手 育 害 帳 者	児童が心身に障がいをもつ場合	1
	その他世帯員に心身に障がいをもつ者がいる場合	1

生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合	2
-------------------------	---

上記の加点は、期限がある書類の場合は期限が有効のもの、期限がない書類の場合は発行 2 か月以内に限りません。

### ○単身赴任による加点

辞 住 令 民 票	単身赴任（他に同居者がいない） ※三郷市に隣接する市区（松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区）以外に居住している場合	2
	単身赴任（他に同居者がいる） ※三郷市に隣接する市区（松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区）以外に居住している場合	1

会社の辞令による単身赴任が必要な場合で、会社からの辞令により住民票を異動し、三郷市に隣接する市区以外に居住していると判断できる場合、加点となります。住民票及び会社の辞令をご提出ください。

○兄弟姉妹による加点

兄弟姉妹が既に認可保育施設を利用している場合 (4月申込時は兄弟姉妹が卒園してしまう場合または退所予定の場合を除く)	2
兄弟姉妹が認定こども園(1号認定)や幼稚園等をご利用の場合は上記加点の対象外となり、下記のいずれかが加点対象となります。	
多胎児が同時に申込みをしている場合	2
申込本児および上記条件に該当する児童を除く、就学前児童がいる場合 (4月申込時は兄弟姉妹が、4.1時点で満6歳になる児童を除く)	1

○認可外保育施設等による加点

入所を希望する児童を一時保育、市外の認可保育施設、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週4日】以上預けて既に就労している場合	3
入所を希望する児童を一時保育、認可外保育施設(事業所内、企業内保育施設等を含む)、ファミリーサポートセンター等に【週3日】預けて既に就労している場合	2

就労(内定)や就労(上記以外)、内職で点数が付いている場合や育児休業・産前産後休暇取得中の場合も、加点の対象外となります。

申込児童が認可外保育施設等(幼稚園含む)を利用している場合、在園証明書及び復職証明書(申込締め切り時点で利用していることが分かるもの及び復職ないし就労を開始していることが分かるもの)の提出が必要です。

3点加点をつけるには、就労と認可外保育施設等の利用がともに週4日以上必要となります。いずれかでも週3日の場合は2点加点、週3日を下回る場合は加点がつきません。

○保育士資格による加点

父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	30
父母のいずれかが保育士資格を有し、「市内認可保育施設において1日6時間未満かつ月20日以下の要件で内定している場合」または、「市内認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間未満かつ月20日以下の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	20
父母のいずれかが保育士資格を有し、「市外認可保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上の要件で内定している場合」または、「市外認可保育施設に就労しており、育児休業から1日6時間以上かつ月20日以上の要件で入所の翌月1日までに復職予定の場合」	2

保育士資格による加点は、入所後ひと月以内に復職することが加点条件となります。入所児童の下の子の産前産後休暇や育児休業を取得(予定)の場合などは、加点の対象となりません。

※【重要】入所後に「就労証明書」や「復職証明書」にて入所申込み時に付けた点数の内容と異なる事実が判明した場合(申込み後に勤務日数・時間を減らした、退職した等)には、入所を取り消し退所いただく場合があります。

### 13. 広域入所について

三郷市外にお住まいで、三郷市内の保育施設に入所を希望する方・市内にお住まいで市外の保育施設に入所を希望する方の手続きとなります。(転入予定、転出予定の方もこちらの手続きにより申込となります)  
 ※広域入所についてのくわしい案内は、市ホームページにも掲載しています。併せてご確認ください。

#### 三郷市外にお住まいで、三郷市内の保育施設に入所を希望する方【転入・受託】

三郷市外にお住まいの方の市内保育施設の申込については、以下の申込み条件のいずれかに該当する方が対象となります。お住まいの市区町村でも委託条件を設けている場合がありますので必ず事前にご確認ください。

- ①三郷市に転入予定の方【転入】
  - ②3歳児クラス以上かつ、保護者の保育必要性の事由が「就労」で保護者どちらかの就労先が三郷市内にある方かそれに準ずるとお住まいの市区町村が判断した方【受託】
  - ③三郷市から転出する前に三郷市の保育施設を利用しており、転出後に転出先の市区町村が三郷市での保育が必要と判断した方【受託】
- ※②、③については原則、年度末までの利用となります。

#### 【申込みの流れ】

1	必要書類の提出※	お住まいの市区町村の保育担当課に必要な書類を提出してください。 ※入所希望月の受付期間（2ページもしくは4ページ）の最終日の概ね10日前を目安に三郷市に到着するように提出してください。
2	書類の審査並びに 問診の予約連絡	三郷市で書類を審査した後、三郷市すこやか課から問診の日程調整のため、電話にて連絡をいたします。
3	問診	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又は子育て支援ステーション「ほほえみ」（健康福祉会館2階）にて確認します（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）。

ここまでのお手続きで、申込み手続き完了となります（利用調整を受けることができます）。

4	結果の送付	<table border="0"> <tr> <td>転入前</td> <td rowspan="3">} 現在お住まいの市区町村から結果を送付します。</td> </tr> <tr> <td>転入予定のない方</td> </tr> <tr> <td>転入済の方</td> <td>三郷市から結果を送付します。</td> </tr> </table>	転入前	} 現在お住まいの市区町村から結果を送付します。	転入予定のない方	転入済の方	三郷市から結果を送付します。
転入前	} 現在お住まいの市区町村から結果を送付します。						
転入予定のない方							
転入済の方		三郷市から結果を送付します。					
5	(転入予定の方) 転入手続き	転入手続き時に三郷市すこやか課へお立ち寄りください。 ※利用希望月の前月末日までに転入が確認できない場合、利用決定が取り消しとなりますのでご注意ください。					

※7ページの各種申請書類に加え、以下の書類をご用意ください。

(★マークの書類は三郷市ホームページからダウンロードが可能です。)

1	転入の場合	転入に関する誓約書 ★
2		不動産の売買契約書または賃貸借契約書の写し
3		【転入用】確認票 ★



## 三郷市内にお住まいで、三郷市外の保育施設に入所を希望する方【転出・委託】

三郷市内にお住まいの方の市外保育施設の申込みについては、以下の申込み条件のいずれかに該当する方が対象となります。転出・委託先の市区町村でも条件を設けている場合がございますので、必ず事前にご確認ください。

- ①三郷市外へ転出予定の方【転出】
- ②他市区町村の利用要件に該当している方【委託】
- ③転入前に保育施設を利用していたが、三郷市の保育施設に入所決定しなかった方【委託】
- ④里帰り出産を希望される方【委託】

※②、③の場合、原則、年度末までの利用となります。

### 【申込みの流れ】

1	必要書類の提出並びに問診の予約	三郷市すこやか課窓口に必要な書類を提出してください。 ※転出・委託希望先市区町村の入所希望月の受付期間の最終日の概ね10日前を目安に、三郷市に必要な書類を提出してください。問診が必要な方は、提出時に問診の予約を取ります。
2	書類の審査	三郷市並びにお申込み先の市区町村で書類の審査を行います。不足書類等があれば、三郷市からご連絡いたします。
3	問診（必要時）	お子さんの発育状況等を三郷市内の公立保育所又は子育て支援ステーション「ほほえみ」（健康福祉会館2階）にて確認します。（問診の内容により、別日程で再問診をさせていただく場合があります）
4	結果の送付	転出前 転出予定のない方 } 三郷市から結果を送付いたします。 転出後 } 転出先市区町村から結果を送付いたします。
5	（転出予定の方） 住民票の異動手続き	転出先市区町村へ転入手続きを済ませた後、保育施設担当課でのお手続きがあることが一般的です。事前に転出先市区町村の保育担当課へお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。



＼ 必ず確認してね ／



転出・委託のお申込みに関しましては、必ず申込み先の市区町村に必要な書類及び、書類の締切日をご確認の上、締切日のおおむね10日前に三郷市すこやか課窓口にご提出いただきますようお願いいたします。※受付期間の間近での提出では間に合わない場合があります。また、その場合の責任は負いかねます。

## 14. 保育施設一覧

市内には公立保育所が6か所、私立保育園が17か所、認定こども園が5か所（内1園は令和5年4月開園予定）、小規模保育事業が7か所、事業所内保育事業が2か所、計37園の認可保育施設があります。

※掲載情報は、令和4年8月1日現在の情報です。こちらに掲載のない情報もありますので、詳細は園に必ずご確認ください。

※各施設における利用定員を表記していますが、実際の預かり状況と異なる場合があります。

### 公立保育所

#### ①上口保育所◆1 定員90名

所在地：上口 1-208 電話：048(952)1604

開設時間 月～金曜日 7:30～18:30

土曜日 7:30～16:30

利用定員：0歳児(6か月から)6名、1歳児14名、2歳児15名、3歳児17名、4歳児19名、5歳児19名  
延長保育料 50円/30分、主食費 500円/月、副食費 4,000円/月、布団消毒乾燥代 300円/月

#### ②丹後保育所◆1 定員100名

所在地：早稲田 8-7-5 電話：048(957)2552

開設時間 月～金曜日 7:30～18:30

土曜日 7:30～16:30

利用定員：0歳児(6か月から)6名、1歳児15名、2歳児16名、3歳児21名、4歳児21名、5歳児21名  
延長保育料 50円/30分、主食費 500円/月、副食費 4,000円/月、布団消毒乾燥代 300円/月

#### ③高州保育所 定員110名

所在地：高州 2-259-2 電話：048(955)0325

開設時間 月～金曜日 7:30～18:30

土曜日 7:30～18:30

利用定員：0歳児(6か月から)6名、1歳児14名、2歳児21名、3歳児23名、4歳児23名、5歳児23名  
延長保育料 50円/30分、主食費 500円/月、副食費 4,000円/月、布団消毒乾燥代 300円/月

#### ④さくら保育所 定員120名

所在地：彦成 4-4-16 電話：048(958)0390

開設時間 月～金曜日 7:30～19:00

土曜日 7:30～18:30

利用定員：0歳児(6か月から)6名、1歳児15名、2歳児24名、3歳児25名、4歳児25名、5歳児25名  
延長保育料 50円/30分、主食費 500円/月、副食費 4,000円/月、布団消毒乾燥代 300円/月

#### ⑤彦成保育所 定員85名

所在地：彦成 2-278 電話：048(957)3377

開設時間 月～金曜日 7:30～18:30

土曜日 7:30～16:30

利用定員：0歳児(6か月から)10名、1歳児11名、2歳児16名、3歳児16名、4歳児16名、5歳児16名  
延長保育料 50円/30分、主食費 500円/月、副食費 4,000円/月、布団消毒乾燥代 300円/月

#### ⑥早稲田保育所 定員90名

所在地：早稲田 3-18-13 電話：048(959)0911

開設時間 月～金曜日 7:30～19:00

土曜日 7:30～18:30

利用定員：0歳児(6か月から)6名、1歳児10名、2歳児17名、3歳児19名、4歳児19名、5歳児19名  
延長保育料 50円/30分、主食費 500円/月、副食費 4,000円/月、布団消毒乾燥代 300円/月

◆1 上口保育所および丹後保育所には、心身に障がいを持つお子さんのための「おひさま組」があります。

### 私立保育園

#### ⑦つくし保育園 定員80名

所在地：幸房 702 電話：048(952)2550

開設時間 月～金曜日 7:30～19:00

土曜日 7:30～17:00

利用定員：0歳児(3か月から)12名、1歳児12名、2歳児12名、3歳児14名、4歳児15名、5歳児15名  
延長保育料 200円/日、教材費(2～4歳児)980円/年、(5歳児)5,660円/年、主食費 2,000円/月、副食費 5,500円/月

#### ⑧コピープリスクールみさととがさき 定員131名

所在地：戸ヶ崎 3-227

電話：048(955)2311

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～19:00

利用定員：0歳児(6か月から)12名、1歳児20名、2歳児24名、3歳児25名、4歳児25名、5歳児25名  
延長保育料 50円/30分、100円/60分、主食費 1,500円/月、副食費 6,000円、布団乾燥代 270円/月、保育行事・保育用品実費徴収有

### ⑨コピープリスクールみさとながとろ

所在地：鷹野 1-415 定員 120 名

電話：048(951)0271

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～19:00

利用定員:0 歳児(3 か月から)9 名、1 歳児 15 名、2 歳児 21 名、3 歳児 25 名、4 歳児 25 名、5 歳児 25 名  
延長保育料 50 円/午前 7 時～7 時 30 分、午後 6 時 30 分～7 時)、100 円/午後 7 時～8 時、主食費 1,500 円/月、副食費 6,000 円/月

### ⑩三郷ひだまり保育園

定員 80 名 (予定)

所在地：栄 1-252-1

電話：048(951)0881

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00

土曜日 7:30～18:00

利用定員:0 歳児(6 か月から)8 名、1 歳児 14 名、2 歳児 16 名、3 歳児 16 名、4 歳児 13 名、5 歳児 13 名  
延長保育料 250 円/30 分、主食費 1,200 円/月、副食費 4,800 円/月、月刊誌(年齢に応じ金額異なる)340 円/月、布おむつ代 16 円/使用枚数分

### ⑪みさとしらゆり保育園 定員 50 名

所在地：中央 1-2-1 電話：048(949)0072

ザ・ライオンズ三郷中央 216

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00 (土曜日 19:00)

卒園後の受入先：連携設定がないため、引き続き保育を希望する場合は、他の保育認定施設への転所申込(選考)となります。

利用定員:0 歳児(6 か月から)9 名、1 歳児 20 名、2 歳児 21 名 延長保育料 100 円/30 分、布団消毒乾燥代(0 歳児クラスのみ)300 円/月、カラー帽子 990 円、2 歳児クラスは体操服代(希望者のみ)

### ⑫みさところろ保育園 定員 130 名

所在地：三郷 2-7-7

電話：048(949)3001

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～18:30

利用定員:0 歳児(6 か月から)15 名、1 歳児 20 名、2 歳児 23 名、3 歳児 24 名、4 歳児 24 名、5 歳児 24 名  
延長保育料 200 円/30 分、主食費 800 円/月、副食費 4,500 円/月、教材費(3～5 歳児)200 円/月、絵本 440 円/月

### ⑬美咲保育園 定員 140 名 (予定)

所在地：彦成 3-94 電話：048(954)7222

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00(土曜日 18:30)

利用定員:0 歳児(3 か月から)9 名、1 歳児 20 名、2 歳児 24 名、3 歳児 27 名、4 歳児 30 名、5 歳児 30 名  
延長保育料 200 円～/30 分、主食費 1,000 円/月、副食費 5,000 円/月、絵本代 660 円/月、保護者会費 300 円/月

### ⑭レイモンド戸ヶ崎保育園 定員 90 名

所在地：戸ヶ崎 2399-1

電話：048(949)6610

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～19:00

利用定員:0 歳児(6 か月から)9 名、1 歳児 12 名、2 歳児 15 名、3 歳児 18 名、4 歳児 18 名、5 歳児 18 名  
延長保育料 150 円/30 分、主食費 1,000 円/月、副食費 5,200 円/月

### ⑮レイモンド新三郷保育園 定員 80 名

所在地：半田 299-1 電話：048(951)0728

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～19:00

利用定員:0 歳児(6 か月から)9 名、1 歳児 12 名、2 歳児 14 名、3 歳児 15 名、4 歳児 15 名、5 歳児 15 名  
延長保育料 150 円/30 分、主食費 1,000 円/月、副食費 5,200 円/月

### ⑯コピープリスクールみさとたかの

所在地：鷹野 3-387

定員 130 名

電話：048(951)0855

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～19:00

利用定員:0 歳児(3 か月から)12 名、1 歳児 20 名、2 歳児 24 名、3 歳児 24 名、4 歳児 25 名、5 歳児 25 名  
延長保育料 50 円/午前 7 時～7 時 30 分、午後 6 時 30 分～7 時)、100 円/午後 7 時～8 時、主食費:1,500 円/月、副食費 6,000 円/月

### ⑰みさとしらゆり第 2 保育園

所在地：中央 2-29-17 定員 119 名

電話：048(949)6568

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:00～19:00

利用定員:0 歳児(3 か月から)8 名、1 歳児 10 名、2 歳児 11 名、3 歳児 30 名、4 歳児 30 名、5 歳児 30 名  
延長保育料 100 円/30 分、主食費 1,000 円/月、副食費 5,000 円/月、カラー帽子 990 円、その他希望により教材等購入費

### ⑱わせだっこ中央保育園 定員 30 名

所在地：谷中 33-2

電話：048(951)2235

開設時間 月～金曜日 7:30～18:30

土曜日 7:30～18:30

卒園後の受入先：⑭認定こども園わせだ

利用定員:0 歳児(6 か月から)6 名、1 歳児 12 名、2 歳児 12 名

保護者会費 6,000 円/年、教材費 3,600 円/年

※各施設の詳細にある主食費・副食費は 3 歳児クラスから 5 歳児クラスを対象として発生する費用です。

**⑱桜花保育園三郷園****定員 150 名**

所在地：新和 3-8

電話：048(952)1222

開設時間 月～金曜日 7:30～19:30

土曜日 7:30～18:30

利用定員:0歳児(3か月から)12名、1歳児20名、2歳児24名、3歳児30名、4歳児32名、5歳児32名

主食費 2,000 円/月、副食費 4,500 円/月

**⑳スクルドエンジェル保育園三郷中央園****定員 90 名**

所在地：中央 2-29-33

電話：048(954)5101

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～20:00

利用定員:0歳児(3か月から)6名、1歳児15名、2歳児15名、3歳児18名、4歳児18名、5歳児18名  
延長保育料 100 円~/30 分(月極料金あり)、主食費 500 円/月、副食費 4,000 円/月、カラー帽子 770 円**㉑フレンドキッズランド三郷園****定員 80 名**

所在地：中央 5-40-1

電話：048(933)9864

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00

土曜日 7:30～18:30

利用定員:0歳児(6か月から)9名、1歳児10名、2歳児12名、3歳児15名、4歳児17名、5歳児17名  
延長保育料(7:00～7:30)50 円(18:30～19:00)100 円、主食費 500 円/月、副食費 4,500 円/月、帽子 1,000 円、衛生管理費 2,000 円/年、絵本教材費 500 円/月、保育行事・保育用品実費徴収有**㉒さんぴこナーサリースクール****定員 80 名**

所在地：彦成 1-99

電話：048(953)9071

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00

土曜日 7:30～18:30

利用定員:0歳児(6か月から)6名、1歳児10名、2歳児10名、3歳児18名、4歳児18名、5歳児18名  
延長保育料(標準時間)100 円/30 分(月上限 2,000 円)、(短時間)200 円/30 分(月上限なし)、主食費 1,000 円/月、副食費 5,000 円/月(土曜保育の給食含む)、保護者会の設定はございません。**㉓さんぴこ中央ナーサリースクール****定員 80 名**

所在地：谷中 105-1

電話：048(954)5311

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00

土曜日 7:30～18:30

利用定員:0歳児(6か月から)6名、1歳児12名、2歳児15名、3歳児15名、4歳児16名、5歳児16名  
延長保育料(標準時間)100 円/30 分(月上限 2,000 円)、(短時間)200 円/30 分(月上限なし)、主食費 1,000 円/月、副食費 5,000 円/月(土曜保育の給食含む)、保護者会の設定はございません**認定こども園(幼保連携型認定こども園)****㉔わせた****定員 88 名**

所在地：幸房 1457-1

電話：048(952)2807

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:30～18:30

利用定員:0歳児(6か月から)3名、1歳児6名、2歳児11名、3歳児20名、4歳児24名、5歳児24名  
入園受入準備費(3～5歳児入園時、3歳児進級時)7万円、教材費・保護者会費等(0～2歳児)1万円程度/年、(3～5歳児)5万円程度/年、延長保育料 300 円/15 分、主食費 66 円/日、副食費 364 円/日、ほか制服代(3～5歳児)4万円程度**㉕栄光けやきの森****定員 75 名**

所在地：高州 1-174-1

電話：048(955)0630

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～20:00

利用定員:0歳児(6か月から)6名、1歳児12名、2歳児12名、3歳児15名、4歳児15名、5歳児15名  
入園受入準備費(入園時、3・4歳児)6万円、(5歳児)4万8,000 円、施設設備費(3・4歳児)10,000 円、(5歳児)4,800 円、延長保育料 150 円/30 分、教材費(3～5歳児)500 円/月、教材費(0～2歳児)100 円/月、オムツ処理代(0～2歳児)100 円/月、主食費 1,320 円/月、副食費 6,780 円/月、ほか制服代(3～5歳児)

※各施設の詳細にある主食費・副食費は3歳児クラスから5歳児クラスを対象として発生する費用です。

### ②⑥みさとさくらの森 定員90名(予定)

所在地：彦成 4-321 電話：048(950)0505

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:30～19:00

利用定員:0歳児(6か月から)6名、1歳児12名、2歳児18名、3歳児18名、4歳児18名、5歳児18名  
入園受入準備費(3～5歳児入園時[学園独自の減免制度あり])6万円、主食費1,773円/月、副食費4,507円/月(変動あり)、教育充実費(2号認定)3,500円/月、午睡用マット(0～2歳児)363円/月、延長保育料250円/30分(短時間50円/30分の時間帯あり)、ほか制服・保育用品代(3～5歳児)、おむつ処理代250円/月

### ②⑦埼玉さくら幼稚園

定員104名(予定)

所在地：戸ヶ崎 2336 電話：048(969)4115

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～19:00

利用定員:1歳児12名、2歳児12名、3歳児20名、4歳児30名、5歳児30名

入園受入準備費(入園時)14万円(3歳児クラス)、12万円(4歳児クラス)、9万円(5歳児クラス)、環境整備費(2号認定)8,000円/月、主食費1,500円/月、副食費4,500円/月、延長保育料250円/30分、ほか制服代(3～5歳児)

②⑧は令和5年4月に新規開設予定の施設です。施設整備の進捗状況により、開園時期がずれ込む可能性もありますので、施設利用希望の際には新規開設園のみを希望することのないよう、ご注意ください。

### ②⑧いなほ幼稚園 定員135名(予定)

所在地：早稲田 7-13-12 電話：048(957)2028

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:30～19:00

利用定員:0歳児(6か月から)3名、1歳児18名、2歳児24名、3歳児30名、4歳児30名、5歳児30名  
入園受入準備費(3～5歳児入園時[学園独自の減免制度あり])7万円、主食費2,000円/月、副食費6,000円/月、延長保育料250円/30分、おむつ処理代100円/月、施設設備費2,000円、教材費(0～満3歳児)500円/月、(3～5歳児)1,000円、父母会費(0～5歳児):500円/月、卒園準備金(5歳児)2,000円/月、ほか制服代(3～5歳児)4万～5万円程度

## 小規模保育事業(0～2歳児クラスまでの保育施設)

### ②⑨さんぴこ保育園 定員19名

所在地：彦成 1-100 電話：048(960)0145

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00

土曜日 7:30～18:30

連携保育施設(卒園後の受入先):②さんぴこナーサリースクール  
利用定員:0歳児(6か月から)3名、1歳児8名、2歳児8名  
延長保育料(標準時間)100円/30分(月上限2,000円)、(短時間)200円/30分(月上限なし)

### ③⑩三郷中央すずらん保育園 定員19名

所在地：中央 1-21-9 電話：048(949)0115

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～19:00

連携保育施設(卒園後の受入先):①上口保育所

利用定員:0歳児(6か月から)3名、1歳児8名、2歳児8名  
延長保育料200円/30分、おむつ処理代200円/月

### ③⑪みさとわせだスマートスマイル保育園

定員19名

所在地：早稲田 2-6-6

電話：048(949)6739

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～20:00

連携保育施設(卒園後の受入先):⑥早稲田保育所

利用定員:0歳児(6か月から)3名、1歳児8名、2歳児8名  
延長保育料50円/30分

### ③⑫ニチイキッズ新三郷保育園

定員19名

所在地：彦成 4-4-17-108

電話：048(950)6911

開設時間 月～金曜日 7:00～19:00

土曜日 7:30～18:30

連携保育施設(卒園後の受入先):④さくら保育所

利用定員:0歳児(6か月から)6名、1歳児6名、2歳児7名  
延長保育料250円/30分

**③③MIRATZ 三郷中央第一保育園**所在地：中央 1-5-15-1F 定員 19名  
電話：048(954)5735

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～19:00

卒園後の受入先：連携設定がないため、引き続き保育を希望する場合は、他の保育認定施設への転所申込（選考）となります。

利用定員：1 歳児 9 名、2 歳児 10 名

延長保育料 500円/30分 朝・夕各 2500 円/月

**③④MIRATZ 三郷中央第二保育園**所在地：中央 1-5-15-2F 定員 19名  
電話：048(954)5743

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:00～19:00

卒園後の受入先：連携設定がないため、引き続き保育を希望する場合は、他の保育認定施設への転所申込（選考）となります。

利用定員：1 歳児 9 名、2 歳児 10 名

延長保育料 500円/30分 朝・夕各 2500 円/月

**③⑤しおどめ保育園三郷中央**所在地：中央 5-30-7 定員 19名  
電話：048(953)3355

開設時間 月～金曜日 7:30～19:30

土曜日 7:30～18:30

卒園後の受入先：連携設定がないため、引き続き保育を希望する場合は、他の保育認定施設への転所申込（選考）となります。

利用定員：1 歳児 9 名、2 歳児 10 名

延長保育料 200 円/30 分、おむつ処理代 200 円/月、

敷布団レンタル 300 円/月、手ぶら登園代（おむつ、食事用エプロン、食事用おてふき、おしりふき）2,500 円

/月

**事業所内保育事業****③⑥ひまわり保育園**定員 19名  
※うち地域枠 5 名

所在地：市助 119-1 電話：048(951)5103

開設時間 月～金曜日、土曜日 7:30～18:30

連携保育施設（卒園後の受入先）：連携設定がないため、引き続き保育を希望する場合は、他の保育認定施設への転所申込（選考）となります。

利用定員（地域枠）：0 歳児（6 か月から）1 名、1 歳児 2 名、2 歳児 2 名

延長保育料 250 円/30 分

**③⑦しらゆりナーサリールーム**所在地：中央 2-29-17 定員 19名  
電話：048(949)6568 ※うち地域枠 12 名

開設時間 月～金曜日 7:00～20:00

土曜日 7:00～19:00

連携保育施設（卒園後の受入先）：①みさとしらゆり第 2 保育園

利用定員（地域枠）：0 歳児（6 か月から）3 名、1 歳児 3 名、2 歳児 6 名 延長保育料 100 円/30 分、カラー帽子 990 円

※みさとしらゆり保育園、MIRATZ 三郷中央第一保育園、MIRATZ 三郷中央第二保育園、しおどめ保育園三郷中央、ひまわり保育園（地域枠）の現 2 歳児クラスのお子さんについては、連携保育施設の設定はありませんが、市内認可保育施設に在籍する 2 歳児クラスの全児童が 3 歳児クラスに在籍出来る様、認可保育施設の定員設定をしており、保育を提供する体制を整えております。また、新規申込の方に先行して入所児童の転所選考を行っております。（選考指数に基づく利用調整を行いますので、希望先や兄弟条件によっては 3 歳児クラスから通園先がない場合もございます。）

※令和 5 年 4 月開設予定の保育施設については、転園・新規申込ともに利用希望保育施設として記載いただけません。定員の半数を目安に転園の利用調整を先に行い、その後、新規申込の選考を行います。

**【例】1 歳児クラス 18 名定員の場合**

転園申込者が 12 名いた場合、選考により 9 名決定し、残りの 9 名を新規申込者から決定する。

## 15. 三郷市内私立幼稚園一覧

幼稚園はこのてびきで申込みすることはできません。受付方法やご相談は各施設へ連絡をお願いします。

	施設名称	所在地	電話番号	認可定員
幼稚園	みさと幼稚園	鷹野 1-183	048-955-1741	240
	ちくみ幼稚園	彦沢 1-19	048-952-4512	320
	ゆたか幼稚園	戸ヶ崎 2-576	048-955-2550	210
	みやおか幼稚園	彦成 3-236	048-957-7362	320
	新和幼稚園	新和 2-186	048-953-2271	210
	彦成幼稚園	谷口 255-1	048-952-7008	245
	三郷ひかり幼稚園	彦糸 3-1-1	048-957-9532	280
	天使幼稚園	彦成 4-60-1	048-957-2350	320

## 16. 認定こども園一覧

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）はこのてびきで申込みできません。受付方法やご相談は各施設へ連絡をお願いします。

	施設名称	所在地	電話番号	利用定員 (1号認定)
認定こども園	わせだ	幸房 1457-1	048-952-2807	225
	栄光けやきの森	高州 1-174-1	048-955-0630	340
	みさとさくらの森	彦成 4-321	048-958-3887	105
	埼玉さくら幼稚園	戸ヶ崎 2339	048-969-4115	90 (予定)
	いなほ幼稚園 ※R5 移行予定	早稲田 7-13-12	048-957-2028	141 (予定)

## 17. 市内認可外保育施設一覧

(令和4年8月1日現在)

認可外保育施設はこのてびきで申込みできません。受付方法等は直接施設へお問い合わせください。

	施設名称・対象年齢	所在地・電話番号	開設時間
認可外保育施設	池田幼児教室 1歳6か月児から	新和 1-137 090-2487-9186	月～金：7:30～19:00 土曜日：8:00～18:00
	NPO 法人アデリー 0歳児から12歳まで	早稲田 2-6-9 048-951-7375	月～金：7:30～18:30 土曜日：要相談
	株式会社純誠会 ひまわり保育園 8か月児から2歳児まで	早稲田 2-16-12 048-950-2770	月～金：7:00～18:00 土曜日：7:00～18:00
	若海家庭保育室 0歳児から2歳児まで	戸ヶ崎 2301-3 048-955-5696	月～金：8:00～17:00 土曜日：8:00～17:00
	ふえありい保育園 0歳児から2歳児まで	三郷中央園 中央 5-2-2 048-940-5930	月～金：7:30～19:00 土曜日：7:30～19:00
	保育室 beat 1歳児から3歳児まで	中央 4-29-22 048-951-2413	月～金：8:30～17:30

○認可外保育施設は、市外の保育施設を利用することが可能です。

市外認可外保育施設については保育施設の所在地の市区町村のホームページをご確認ください。

## 18. よくある質問

### 【申込みについて】

番号	よくある質問	回答
1	申込みをすれば必ず入所できますか？ 入所は先着順ですか？	申込み人数が保育施設の空き枠を超える場合、市が利用調整を行い、利用者を決定するため、入所できない場合があります。指数表に基づき選考を行うため、 <b>先着順ではありません。</b> また、嘆願書等の提出をいただいても利用調整に影響はございません。
2	兄弟が同時申込みした場合の申込み条件はどのように考慮されますか？	希望条件を満たす施設があるまで選考を行います。同時期同施設入所希望や同時期入所希望などの条件を満たす施設がない場合、施設の決定は行いません。兄弟条件については十分にご検討ください。
3	書類が受付期間に準備できていなくても、提出することは可能ですか？	提出書類がすべて揃ってからの提出となります。就労証明書や課税証明書など取得に時間がかかるものは早めの取得手続きをお願いします。
4	保育を必要とする事由（外勤と内職等）が複数ある場合どのように指数が決まりますか？	事由が複数ある場合でも、最も指数の高い事由を一つ採用するため、事由による指数に複数か所の指数がつくことはありません。

### 【申込み後の流れについて】

番号	よくある質問	回答
5	いつの状況で選考を行いますか？基準日はいつになりますか？	4月入所の選考は以下の基準日を設けます。 1次選考： <u>令和4年11月4日（金）</u> （令和4年9月2日以降生まれのお子さんは1/10（火）） 2次選考： <u>令和4年12月28日（水）</u> （令和4年9月2日以降生まれのお子さんは1/10（火）） 5月以降の基準日は選考月の前月5日です。
6	申込みの内容変更はできますか？また、どのような手続きが必要ですか？	希望先の変更、兄弟条件の変更、希望月の変更を希望する場合、窓口にて書類を提出することにより変更することが可能です。選考は上記の基準日の状況で行いますので、提出日には注意してください。 <b>※電話での変更申請はできません。</b>
7	4月入所の結果発送はいつごろですか？	4月入所の保育利用の可否については、2月上旬から3月上旬にかけて随時、数回に分け通知を発送する予定です。3月6日を過ぎても結果通知が届かない場合は、すこやか課にお問い合わせください。
8	申込みを行い保留となった場合は、再度申し込みをする必要がありますか？	保留となった場合、申込みは <b>年度内有効</b> ですので年度内に再度申込みする必要はありません。その後も毎月入所選考を行い、入所決定した場合、通知を郵送します。10月までに利用決定が出ず、翌年度も引き続き保育の利用を希望する場合は、改めて翌年度の申込みをしてください。
9	申込みをしましたが、その後保育園に入れなくてもよい状況になりました。なにか手続きは必要ですか？	利用申込申請を提出されると、年度末までは利用調整の対象となることから、保育の利用希望が無くなった場合は、お早目にすこやか課窓口にて申込み取下げの手続きをお願いします。
10	入所決定を辞退したいのですがどのような手続きが必要ですか？	入所日より前にすこやか課窓口で手続きをお願いします。また、 <b>辞退をした場合で同一年度中に再度申込み場合、次回以降の選考で指数の減点となりますので、ご注意ください。</b>
11	申込みをした結果、保留になっていますが、家庭の状況が変わった場合は、再度申込みをする必要がありますか？	利用申込申請は年度末まで有効ですので、再度申込みをする必要はありません。家庭の状況、就労の状況が変わりましたらそのことが確認できる書類をご提出ください。

## 【保育所（園）について】

番号	よくある質問	回答
1 2	保育所と保育園の違いは？ 公立と私立ではどのような違いがありますか？	本市では公立の施設は「保育所」、私立の施設は「保育園」と名称を分けております。公立保育所は市が設置・運営しており、私立保育園は、社会福祉法人等が設置し、運営しています。
1 3	認定こども園とはどのような施設ですか？	認定こども園は幼稚園と保育園が併設している施設です。日中（おおむね午前10時～午後2時）は教育、それ以外の時間は保育を行います。3歳児以上のクラスに入所するとき、入園受入準備金や制服代等が必要となりますので、利用希望の際は事前に各園にご確認ください。
1 4	保育施設はどのように選べばいいですか？	保育施設は毎日の送迎、保育利用可能時間、園ごとの保育の方針を考えて、保護者自身が、現実的に自力で送迎可能な施設を選んでください。
1 5	保育施設の見学はどのようにすればいいですか？	保育施設の見学に関しては直接園にお問い合わせください。入所を希望する施設は、お子さんを長時間保育することになりますので、必ず見学や保育方針の確認をしてください。

## 【利用者負担額（保育料）等について】

番号	よくある質問	回答
1 6	保育料はいつどのような形で算定しますか？	保育料は4月から8月までの分と9月から3月までの分で年2回算定が行われます。また、保育必要量の変更等により再算定が行われます。毎年9月から保育料の算定基礎になる市民税の年度が変わりますので、金額が大きく変わる場合があります。
1 7	幼児教育・保育無償化の開始により保育園でかかる全ての料金が無料となるのですか？	無償化によって3歳児クラス以上のお子さんについては保育料が0円となります。ただし、実費徴収となっている費用（通園送迎費、給食費、行事費等）についてはご負担いただくこととなります。
1 8	保育料はどのように支払いますか？	保育料は月ごとの支払いで利用施設の種別によりお支払いの方法が変わります。公立・私立保育所を利用している方で口座振替を利用する方は月末支払い（月末が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）となります。口座振替をされてない方、もしくは手続きが間に合わなかった方は、毎月中旬に納付書を郵送しますので、月末までにお支払ください。なお、 <u>三菱UFJ銀行・常陽銀行・三井住友銀行の窓口では「保育料（保護者負担金）納付（納入）済通知書」による納付がいただけません。また、令和5年4月1日から三井住友信託銀行では口座振替を含め保育料を納付いただけません。</u>
1 9	公立、私立及び認定こども園の利用料は違いがあるのですか？	各世帯の所得に基づく保育料は、公立・私立施設によって違いはありません。しかし、その他の費用としてかかる実費（給食費・行事費・教材費・制服代）及び延長保育料は園が金額の設定をしています。また、認定こども園は3歳児クラスに入所（進級）するとき、入園受入準備費や制服代等が別途必要となりますので事前にご確認ください。
2 0	実費徴収費用の減免制度はありますか？	3歳以上児のクラスから徴収している給食費のうち、副食費については、市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯、77,101 円未満の要保護世帯◆1 及び全所得階層の第3子以降の子ども◆2 については、副食費が免除されます。 ◆1 世帯の考え方や要保護世帯については、9ページ「10. 保育施設の利用者負担額（保育料）」参照。 ◆2 保育認定子どもは就学前子どもを第1子とし、第3子以降の子どもが対象

## 【保育所入所後について】

番号	よくある質問	回答
2 1	転所（園）についてどのように申込みをすればよいですか？	転所（園）を希望する方は「施設等利用変更調整申込書」の提出が必要です。転所希望月の前月5日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）が提出期限となっております。（申請は年度内有効です。転所の意思が無くなった場合は「保育所転所取下届」を提出してください。） ※郵送での受付はできません。また、転所が内定した場合、取消しできませんので、ご注意ください。

# 19. 市内保育施設位置図



MAP	保育施設名	No.	
北	公立	上口保育所	1
	公立	丹後保育所	2
	公立	さくら保育所	4
	公立	彦成保育所	5
	公立	早稲田保育所	6
	私立	みさところ保育園	12
	私立	美咲保育園	13
	私立	レイモンド新三郷保育園	15
	私立	さんびこナーサリースクール	22
	認	幼保連携型認定こども園みさとさくらの森	26
	認	幼保連携型認定こども園いなほ幼稚園	28
	小規模	さんびこ保育園	29
小規模	みさとわせたスマートスマイル保育園	31	
小規模	ニチキッズ新三郷保育園	32	

南	公	高州保育所	3
	私立	コピープリスクールみさとがさき	8
	私立	コピープリスクールみさとながとろ	9
	私立	レイモンド戸ヶ崎保育園	14
	私立	コピープリスクールみさとたかの	16
認	認定こども園栄光けやきの森	25	
認	認定こども園埼玉さくら幼稚園	27	

中央	私立	つくし保育園	7
	私立	三郷ひだまり保育園	10
	私立	みさとしらゆり保育園	11
	私立	みさとしらゆり第2保育園	17
	私立	わせだっこ中央保育園	18
	私立	桜花保育園三郷園	19
	私立	スクルドエンジェル保育園三中央園	20
	私立	フレンドキッズランド三郷園	21
	私立	さんびこ中央ナーサリースクール	23
	認	認定こども園わせだ	24
	小規模	三郷中央すずらん保育園	30
	小規模	MIRATZ三郷中央第一保育園	33
	小規模	MIRATZ三郷中央第二保育園	34
	事業所	しおどめ保育園三郷中央園	35
	事業所	ひまわり保育園	36
	事業所	しらゆりナーサリールーム	37

公立(公)・・・公立保育所  
 私立・・・私立保育所  
 認・・・幼保連携型認定こども園  
 小規模・・・小規模保育事業A型  
 事業所・・・事業所内保育事業A型